

天草市・苓北町観光連携事業実証業務委託 仕様書

1 本仕様書の趣旨

本仕様書は、天草市、苓北町、一般社団法人天草宝島観光協会及び天草れいほく観光協会で組織する天草市・苓北町観光連携事業実行委員会（以下「委託者」という。）が発注する「天草市・苓北町観光連携事業実証業務委託」に関する事業に適用する。

受託者は、本書に明示のない場合、若しくは疑義を生じた場合には、委託者と協議するものとする。

2 業務概要

（１）業務委託名

天草市・苓北町観光連携事業実証業務委託

（２）業務目的

Ｅ－バイクを天草西海岸エリア等にある両市町の観光資源・コンテンツを結ぶ周遊プランの造成及びプロモーションを実施することで、富岡茂木航路を活用した長崎方面からのさらなる誘客促進及び、天草西海岸エリア等の移動手段の実証結果を分析し、地域の活性化、観光アクティビティとしての可能性や継続性等の効果検証を行い、本格的な導入及び運用につなげていくことを目的とする。

（３）実施期間

委託契約期間：契約締結日から令和８年２月１６日（月）まで

実証事業期間：契約締結日から令和８年１月３１日（土）

※ただし、本仕様書の「３ 業務内容概要」における（１）から（４）までの開始日等は、委託者と受託者が協議の上決定する。

（４）実施エリア

天草西海岸エリア（天草市天草町、河浦町、天草郡苓北町）

3 業務内容概要

本実証に係る業務内容は以下のとおりとし、運営に当たっては、必要な人員を確保する等、運営体制を整え、円滑に進めること。

また、実証期間中の利用者数の目標を設定すること。

(1) Eーバイクの調達

別紙1「備品一覧」に記載したEーバイクをサイクルステーションに配置すること。

※各サイクルステーションに配置する備品の台数などは、委託者と協議すること。

(2) サイクルステーションの設置

受託者において、実施エリア内に4カ所のサイクルステーションを設置する。なお、設置にあたり必要となる施設管理者との連絡調整は受託者で行うこと。

受託者が想定しているサイクルステーション候補地は下表のとおり。

施設名称	場所	備考
福岡港船客待合所	天草郡苓北町福岡 2711-47	
天草れいほく観光協会	天草郡苓北町上津深江 4535 番地 1 (苓北町物産館内)	
下田温泉ふれあい館ぷらっと	天草市天草町下田北 1310-3	
道の駅 崎津 (崎津ガイダンスセンター)	天草市河浦町崎津 1117 - 10	返却のみ

(3) 管理運営

ア 予約受付対応

利用者が前日までの予約を受付できる体制を整えること。また、予約受付方法（電話、FAX、WEB等）については、委託者と受託者が協議のうえ、決定する。

イ 貸出・返却対応時間

サイクルステーション運営期間において、利用者に対し、毎日9時から16時30分まで貸出・返却の対応を行う。なお、貸出・返却対応時間は、受託者と委託者が協議のうえ、変更することができる。

ウ 利用料金の徴収

観光客等の来訪者や住民が利用しやすい利用料金の設定を提案すること。

エ 事故・トラブル

事故・トラブルが生じた場合は、速やかに対応すること。また委託者へ報告すること。

オ Eーバイクやサイクルステーションの維持管理等

①各サイクルステーションを巡回し、Eーバイク及びサイクルステーションのメンテナンスを適宜、適切に行うこと。（消耗品の交換、修繕等）

②受託者は、維持管理に必要な物品を準備すること。

③ヘルメット・鍵を調達し、希望する利用者へ貸し出すこと。

カ エーバイクの再配置

配置したエーバイクに偏りが生じた場合、配置台数を適正にするため、適宜、台数調整を行うこと。サイクルステーションにおいてエーバイクがなくなる事態や、満車時に返却できない事態が発生しないよう、運営上の工夫を行うこと。

キ 保険加入

- ①エーバイクの保険加入については、受託者で行うこと。
- ②利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、適切な補償額が設定された保険に加入すること。

（４）プロモーション

本事業の業務目的に沿ったプロモーションを提案すること。特に、以下の事項については、考慮すること。

- ①ターゲット層の明確化
- ②連動したプロモーションの実施

（５）利用料金の収受・管理

- ・利用実態に応じた利用料金の収受・管理を行うこと。

（６）本実証に係るデータ分析

- ・受託者は、令和８年２月１６日までに実証期間すべての利用状況、収支、各種データ、課題・問題点、課題・問題点に対する改善点などをまとめ委託者へ報告すること。

４ 利用料金等の取り扱い

- （１）本実証における利用料金収入はすべて委託者が指定する口座へ振り込むこと。
- （２）利用料金について明確にするため、委託者が求める書類を提出すること。

５ 打ち合わせの実施

受託者は、委託者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。

６ 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託事業を委託者に書面で提示し、了承を得ること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。

7 追加提案

本業務の仕様は、現在委託者が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

8 事業報告書の提出

受託者は、実施月の翌月１５日までに利用状況、収支、各種データ、課題・問題点等をまとめ、委託者へ報告すること。各種データの収集にあたっては、利用者へのアンケート調査を実施すること。

9 特記事項

- (１) 仕様書のほか、委託契約条項の内容を遵守すること。
- (２) 受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。
- (３) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者で一切の責任を負うこと。
- (４) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。
- (５) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

○仕様書についての問い合わせ先

天草市・苓北町観光連携事業実行委員会

(事務局) 天草市観光文化部観光振興課 河原、藤川

Tel 0969-32-6787

別紙 1

物品名	数量	備考
Eーバイク	6 台	1 8 0 c m程度の大柄な人も使用できる車種
	6 台	1 5 0 c m程度の小柄な人も使用できる車種